

大手前短期大学学則(案)

(2023年4月1日改正)

学校法人 大手前学園

大手前短期大学学則

(2023年4月1日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、情操豊かな教養ある人格の完成を目指した学園創立の精神に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業及び實際生活に必要な能力を育成し、もって社会の発展に貢献し得る人材を教育することを目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
ライフデザイン総合学科	100人	200人
歯科衛生学科	80人	240人
医療事務総合学科	50人	100人

(養成する人材等)

第3条の2 本学各学科における養成する人材等は、次のとおりとする。

- (1) ライフデザイン総合学科は、多様な領域を教育研究の対象とし、現代の社会をよりよく生きるための実務的教養を学修し、なりたい自分になるための人生設計と自律的行動のできる人材を養成することを目的とする。
- (2) 歯科衛生学科は、歯科衛生士の業務に確実に対応できる専門的知識の修得と併せ、幅広い視野から健康を捉え、口腔ケアのための確かな技術とヒューマン・ケア能力を身につけた歯科衛生の専門家を養成することを目的とする。
- (3) 医療事務総合学科は、医師・歯科医師や看護師等の医療従事者と連携して、多様な医療事務業務に的確に対応できる確かな知識と技能をもった人材を養成することを目的とする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、ライフデザイン総合学科及び医療事務総合学科は2年、歯科衛生学科は3年とする。

2 ライフデザイン総合学科及び医療事務総合学科の学生は4年、歯科衛生学科の学生は6年を超えて在学することはできない。

3 ライフデザイン総合学科では、前2項の修業年限及び在学年限を超えて在学し、単位を修得し卒業する者を長期履修生とする。長期履修生に関する修業年限は3年とし、在学年限については6年以内とする。その他、長期履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 学園開学記念日 10月26日
 - (4) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで
 - (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
 - (6) 春季休業日 3月21日から3月31日まで
- 2 必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、留学、転学、転学科、休学、復学、退学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の初めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い、入学することができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧：大学入学検定試験に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類及び入学検定料等については、別に定める。

- 2 すでに納めた入学検定料については、原則として返還しない。

(入学の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の学費を指定された期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第12条の2 保証人は、保護者又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たすことのできる者でなければならない。

- 2 保証人は、保証する学生の在学中その一身に関する一切の責務を果たさなければならない。
- 3 保証人が死亡し、又はその他の事由で責務を果たすことのできない場合は、直ちに新たな保証人を定めて届け出なければならない。
- 4 保証人が住所、氏名等を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(留 学)

第13条 第29条第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を希望する者は、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第4条の修業年限及び在学年限に算入する。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第14条 他の短期大学等から本学に転学を志願する者がいるときは、選考の上、転学を許可することができる。

2 前項の規定により転学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て決定する。

(転学科)

第14条の2 本学学生が他学科への転学科を希望するときは、選考の上、転学科を許可することができる。

2 転学科は、各学科の教育に支障がない場合に限り認めるものとする。

(休学)

第15条 傷病その他やむを得ない事由により3ヵ月以上修学することのできない者は、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1学期又は1年とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き1年以内の期間の休学を許可することができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。また、長期履修生は通算して3年を超えることができない。

4 休学の期間は、第4条第2項及び第4条第3項の在学年限に算入しない。

(復学)

第16条 休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、保証人連署の復学願を提出し、許可を得て復学することができる。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その理由を付し、保証人連署の退学願を提出し、許可を受けなければならない。

(再入学)

第17条の2 所定の手続きを経て退学した者及び次条(第1号を除く)により除籍された者が、再入学を志望するときは、所定の書類を提出し、許可を得て再入学することができる。

2 再入学に関し必要な事項は別に定める。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 第4条第2項及び第4条第3項に定める在学年限を超えて、なお退学しない者

(2) 休学期間を終了して、復学、退学又は休学の延長をしない者

(3) 第15条第3項に定める休学の期間を超えて、なお復学又は退学しない者

(4) 授業料及びその他の学費を納付しない者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程

(授業科目及び単位数)

第19条 授業科目は、共通教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 前項の授業科目及び単位数等は、別表1のとおりとする。

3 第2項に規定するものの他、教育上必要があるときは、授業科目を特設し開講することができる。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間

外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1つの授業科目について、複数の授業の方法の組み合わせによって行われる場合は、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間数をもって1単位とする。
- (4) 前号までの規定にかかわらず、卒業制作、卒業研究等の授業科目については、これに必要な学修等の成果を考慮して単位数を別に定める。

(授業の方法)

第20条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外での場所で履修させることがある。
- 3 前項の授業の方法により、修得する単位数は、ライフデザイン総合学科及び医療事務総合学科については30単位、歯科衛生学科については46単位を超えないものとする。
- 4 第2項の授業を行う授業科目については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第20条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を定期的実施するものとする。

(成績評価)

第21条 学年末又は学期末において、所定の履修科目について、試験の上成績評価を行う。ただし、第20条第4号の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第22条 削除

第23条 履修科目の成績評価は、A、B、C、D及びFの5段階に分け、A、B、C、Dの評価を受けた科目については、所定の単位を与える。Fの評価を受けた科目については、単位を与えない。

- 2 前項の成績評価によりGPAを算出し、成績管理、進級判定に適用する。
- 3 評価の基準等は別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第24条 卒業するためには、ライフデザイン総合学科及び医療事務総合学科の学生は2年以上在学し、別表1に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、62単位以上を修得しなければならない。歯科衛生学科の学生は3年以上在学し、別表1に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、106単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第25条 第4条に定める修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て卒業を認定する。

(学位)

第26条 前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

- 2 前項に定める学位の種類は、次のとおりとする。

学 科	学 位
ライフデザイン総合学科	短期大学士 (ライフデザイン)
歯 科 衛 生 学 科	短期大学士 (歯科衛生学)

医療事務総合学科	短期大学士（医療事務）
----------	-------------

（資格の取得）

第27条 削除

第28条 本学において、一般財団法人全国大学実務教育協会が認定する資格を得ようとする者は、それぞれの資格教育課程における所定の科目の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる一般財団法人全国大学実務教育協会が認定する資格は、次のとおりとする。

学 科	取得できる資格
ライフデザイン総合学科	ビジネス実務士 プレゼンテーション実務士 情報処理士

（二級建築士国家試験受験資格）

第28条の2 二級建築士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第24条に定める卒業の要件を充足するとともに、国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しなければならない。

（歯科衛生士国家試験受験資格）

第28条の3 歯科衛生士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第24条に定める卒業の要件を充足するとともに、歯科衛生士法に基づく歯科衛生士学校養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。

（他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前及び入学後に他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を合わせて、ライフデザイン総合学科及び医療事務総合学科については30単位、歯科衛生学科については46単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて、ライフデザイン総合学科及び医療事務総合学科については30単位、歯科衛生学科については46単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条第1項及び第30条第1項と合わせて、ライフデザイン総合学科及び医療事務総合学科については30単位、歯科衛生学科については46単位を超えないものとする。

第7章 入学金、授業料及びその他の学費

(入学金、授業料及びその他の学費)

第32条 本学の入学金、授業料及びその他の学費の額は、別表2のとおりとする。

- 2 すでに納めた入学金、授業料及びその他の学費は、原則として返還しない。
- 3 前2項に定めるその他の学費については、別に定める。

(授業料及びその他の学費の納入期)

第33条 授業料及びその他の学費は、入学手続として納付される期の分を除き、所定の期日までに納付しなければならない。

(退学する場合の学納金)

第34条 学期の途中で退学する者の当該期分の授業料及びその他の学費は納付しなければならない。

(休学の場合の学納金)

第35条 休学期間中は、在籍料として別表2に定める額を徴収し、これ以外の授業料及びその他の学費は徴収しない。ただし、学期の途中において休学する場合は、当該学期の授業料及びその他の学費は納付しなければならない。

- 2 外国からの留学生の兵役等当該国の法律による休学の場合の学費については、別に定める。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生

(科目等履修生)

第36条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて教授会の議を経て科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、本学則第21条及び第23条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第36条の2 他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として授業の履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

(聴講生)

第36条の3 本学において、特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として授業の聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第37条 学業が特に優秀な者又は、学生として表彰に値する行為があった者は教授会の議を経て、褒賞することができる。

(懲戒)

第38条 本学学生が学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て懲戒処分を行うことがある。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、処分の手続きについては別に定める。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由なしに出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

第10章 職員組織

(職員)

第39条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長、副学長、学科長、図書館長、教務部長、学生部長、アドミッションズオフィス部長、キャリアセンター部長
 - (2) 教授、准教授、講師、助教、助手（教育）、教務職員
 - (3) 事務職員、業務職員、その他必要な職員
- 2 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
(研修の機会等)

第39条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第20条の3に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第11章 教授会

(構成)

第40条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、学科長、教授、准教授、講師をもって構成する。
- 3 教授会には、助教及び助手（教育）を加えることができる。
- 4 理事長は、教授会に出席して、意見を述べることができる。

(招集)

第41条 教授会は、学長が招集する。

(任務)

第42条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 3 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 教学運営評議会

(構成)

第43条 本学に教学運営評議会を置く。

- 2 教学運営評議会は、学長、副学長、学科長、図書館長、教務部長、学生部長、アドミッションズオフィス部長、キャリアセンター部長及び学長が指名する教職員若干名をもって構成し、学長が議長となる。
- 3 理事長は、教学運営評議会に出席して、意見を述べることができる。
(教学運営評議会の任務)

第44条 教学運営評議会は、学長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 重要な制度及び規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 重要な施設の設置廃止に関する事項
- (3) 短大及び教員の人事に関する事項
- (4) 学科及び教育課程に関する事項
- (5) 将来計画に関する事項
- (6) 短大評価及び自己点検評価に関する事項

- (7) その他短大全般の運営に関する重要事項
2 教学運営評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 付属施設等

(図書館)

第45条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学生寮)

第46条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

(健康相談室)

第47条 本学に学生、教職員の保健管理を行うために健康相談室を置く。

附 則

- 1 本学則は昭和26年4月1日より実施する。

附 則

- 1 本学則は昭和35年4月1日より実施する。

附 則

- 1 本学則は昭和44年4月1日より実施する。

附 則

- 1 本学則は昭和48年4月1日より実施する。

附 則

- 1 本学則は昭和51年4月1日より実施する。

附 則

- 1 本学則は昭和61年4月1日より実施する。

附 則

- 1 本学則は平成元年4月1日より実施する。

附 則

- 1 本学則は平成2年4月1日より実施する。

附 則

- 1 本学則は平成3年4月1日より実施する。
ただし、平成2年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。
2 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活文化学科	450人	750人	450人	900人	300人	750人
秘書科	160人	240人	160人	320人	80人	240人

附 則

- 1 本学則は平成4年4月1日より実施する。
ただし、平成3年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成6年4月1日より実施する。
ただし、平成5年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成7年4月1日より実施する。
- 2 ただし、平成7年度以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成8年4月1日より実施する。
- 2 平成8年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成9年4月1日より実施する。
- 2 平成9年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成9年度		平成10年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活文化学科	370人	820人	370人	740人	220人	590人
秘書科	240人	400人	240人	480人	160人	400人

附 則

- 1 本学則は平成10年4月1日より実施する。
- 2 平成10年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成11年4月1日より実施する。
- 2 平成11年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成12年4月1日より実施する。
- 2 平成12年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成16年までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活文化学科	370人	820人	355人	725人	340人	695人	325人	665人	310人	635人	295人	605人

秘書科	240人	400人	—	240人	—	—	—	—	—	—	—
-----	------	------	---	------	---	---	---	---	---	---	---

附 則

- 1 本学則は平成13年4月1日より実施する。
- 2 平成13年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成14年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度 以降	
	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員	入学 定員	総 定員
生活文化学科	370人	820人	355人	725人	295人	650人	295人	590人
秘書科	240人	400人	—	240人	—	—	—	—

附 則

- 1 本学則は平成14年4月1日より実施する。
- 2 平成14年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成15年4月1日より実施する。
- 2 平成15年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成16年4月1日より実施する。
- 2 平成16年3月31日現在在学する学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成17年10月1日より実施する。ただし、第24条については平成17年3月31日現在在学する学生は従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成19年4月1日より施行する。

附 則

- 1 本学則は平成20年4月1日より施行する。
- 2 本学則改正による在籍料の変更（第48条）に伴い、平成19年度以前の入学者についても、規定の相当額を準用する。

附 則

- 1 本学則は平成21年4月1日より施行する。
ただし、第19条第2項に定める別表1に係わる変更は、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は平成22年4月1日より実施する。
ただし、第24条第1項第1号及び第3号については、平成22年3月31日現在

在学する学生は従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成23年4月1日より実施する。
- 2 第19条第2項に定める別表1に係る変更は、平成22年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成24年4月1日より実施する。
ただし、第28条第1項については、平成24年3月31日現在在学する学生は従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成25年4月1日より実施する。
ただし、第28条第2項については、平成25年3月31日現在在学する学生は従前のおりとする。

附 則

- 1 本学則は平成26年4月1日より実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、別表1及び別表2の規定は、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を平成28年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、別表1及び別表2の規定は、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を平成29年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
ただし、別表1及び別表2の規定は、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を平成30年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

ただし、別表1及び別表2の規定は、2019年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を2019年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

ただし、別表1及び別表2の規定は、2020年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を2020年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

ただし、別表1及び別表2の規定は、2021年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を2021年度以前の入学者に履修させることができる。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

ただし、別表1及び別表2の規定は、2022年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、別表1に掲げる授業科目を2022年度以前の入学者に履修させることができる。

[別表1]

(ライフデザイン総合学科)

区分	授業科目	単位		備考				
		必修	選択					
共通教育科目	基本科目	ライフデザイン	1	}	いずれか1単位選択必修			
		コンピュータ演習	1					
		フォーラムA	1					
		フォーラムB	1					
		基礎英語	1					
		日本語表現法	1					
	一般教養科目	基礎数学		2	}			
		生命科学		2				
		哲学		2				
		日本史		2				
		人権の歴史		2				
		民法概説		2				
		家族の法律		2				
		憲法		2				
		経済学		2				
		心理学		2				
		ストレスマネジメント演習		2				
		ダンスセラピー演習		2				
		健康・医療心理学		2				
		A I・データサイエンスの扉		2				
		色彩学 I		2				
		色彩学 II		2				
		ビジュアルアート		2				
		介護演習 I		2				
		介護演習 II		2				
		介護福祉概論		2				
		ヨガ&ピラティス実習		1				
		健康スポーツ		1				
		トレンドダンス		1				
		国際理解 I		1				
	国際理解 II		1					
	国際理解 III		1					
	国際理解 IV		1					
社会連携科目	インターンシップ I		1	}				
	インターンシップ II		1					
	インターンシップ III		1					
	インターンシップ IV		1					
	社会貢献活動 I		1					
	社会貢献活動 II		1					
	社会貢献活動 III		1					
	社会貢献活動 IV		1					
	地域貢献演習 A		2					
	地域貢献演習 B		2					
専門教育科目	単位認定科目	西宮市大学共通単位講座 A		2	}			
		西宮市大学共通単位講座 B		2				
		西宮市大学共通単位講座 C		2				
		西宮市大学共通単位講座 D		2				
		西宮市大学共通単位講座 E		2				
		コンソーシアムひょうご神戸 A		2				
		コンソーシアムひょうご神戸 B		2				
		コンソーシアムひょうご神戸 C		2				
		コンソーシアムひょうご神戸 D		2				
		コンソーシアムひょうご神戸 E		2				
	専門選択必修科目	簿記 I		2			}	別に定める ところにより 4単位選択必修
		簿記 II		2				
		ファッションブル® ランニング® I		2				
	ファッションブル® ランニング® II		2					
	販売論		2					
	販売実務		2					
	Word演習		2					
	Excel演習		2					

キャリア 科目 基礎	キャリアデザイン		2	いずれか2単位選択必修
	キャリアプランニング		2	
	キャリアベーシック		2	
	キャリア特講A		1	
キャリア特講B		1		
コミュニケーション演習		1		
I T 科目	I T概論A		2	
	I T概論B		2	
	I T概論C		2	
	HTML演習		2	
	データとアルゴリズム		2	
	スマートフォンアプリ開発演習		2	
	プログラミング演習		2	
	デジタルカメラ演習		2	
デ ザ イ ン 科 目	発想とイメージ		2	
	デザイン思考		2	
	デザインプロデュース演習		2	
	C G演習 I		2	
	C G演習 II		2	
デッサン		2		
専 門 教 育 科 目 実 践 英 語 科 目 (L E O)	Grammar I		1	
	Grammar II		1	
	Communication Strategies I		2	
	Writing for Communication I		2	
	Presentation I		2	
	Communication Strategies II		2	
	Writing for Communication II		2	
	Presentation II		2	
	Communication: Theory & Practice I		2	
	English & the Media I		2	
	Communication: Theory & Practice II		2	
	English & the Media II		2	
	Discussion & Debate I		2	
	Advanced Writing I		2	
	Advanced Reading I		2	
	Critical Thinking & Presentation I		2	
	Advanced Vocabulary & Note-taking I		2	
	Discussion & Debate II		2	
	Advanced Writing II		2	
	Advanced Reading II		2	
	Critical Thinking & Presentation II		2	
	Advanced Vocabulary & Note-taking II		2	
	Basic CommunicationA		2	
	Basic CommunicationB		2	
	Basic ReadingA		2	
	Basic ReadingB		2	
	Basic WritingA		2	
	Basic WritingB		2	
	Basic ListeningA		2	
	Basic ListeningB		2	
	Current TopicsA		2	
	Current TopicsB		2	
	Active VocabularyA		2	
	Active VocabularyB		2	
	Today's WorldA		2	
	Today's WorldB		2	
	Presentation: Theory & PracticeA		2	
	Presentation: Theory & PracticeB		2	
	English in FilmsA		2	
	English in FilmsB		2	
TOEIC演習A		2		
TOEIC演習B		2		

専門教育科目	ビジネスキャリアコース	経営組織論	2	
		ビジネス実務総論	2	
		経営学概論	2	
		ビジネス実務演習	2	
		ビジネス文書	2	
		接客実務演習	2	
		プレゼンテーション概論	2	
		プレゼンテーション演習	2	
		情報プレゼンテーション演習	2	
		マーケティング基礎	2	
		イベントプランニング演習	2	
		会計学基礎	2	
		上級簿記Ⅰ	2	
		上級簿記Ⅱ	2	
	Expert Word・Excel演習	2		
	医療事務コース	医療事務演習Ⅰ	2	
		医療事務演習Ⅱ	2	
		病院実習	1	
		療養関連法規	2	
		医学概論	2	
		保健学概論	2	
		医療秘書概論	2	
		医療秘書演習	2	
		医療保険制度	2	
		医療事務基礎	2	
		診療報酬請求事務演習Ⅰ	2	
		診療報酬請求事務演習Ⅱ	2	
		医師事務作業補助者演習Ⅰ	2	
		医師事務作業補助者演習Ⅱ	2	
		医療事務コンピュータ演習Ⅰ	2	
医療事務コンピュータ演習Ⅱ		2		
調剤報酬演習		2		
DPC演習	2			
医療心理学	2			
看護助手特論	2			
ファッションビジネスコース	ファッションビジネス論	2		
	ショップ・ブランド研究	2		
	ファッションコーディネート	2		
	ファッションビジネス実務演習	2		
	アパレル商品の知識	2		
	ブライダル基礎知識	2		
	ブライダル総論	2		
	ブライダルプロデュース演習	2		
	ブライダルコーディネート実習	2		
	ヘア&メイクマナー	2		
	ドレスメイキングA	2		
	ドレスメイキングB	2		
	服飾文化史	2		
	ファッションクラフト演習	2		
	ファッションドローイング	2		
	ブライダル演出技法	2		

(歯科衛生学科)

区分		単位		備考		
		必修	選択			
共通教育科目	自然・人文・社会・保健体育	フォーラムA	1			
		フォーラムB	1			
		基礎数学		2		
		日本史		2		
		人権の歴史		2		
		家族の法律		2		
		健康スポーツ		1		
		食と健康		2		
		健康心理学		2		
		ストレスマネジメント演習		2		
基礎分野	科学的思考の基礎	生物学	2			
		化学	2			
	人間と生活	基礎英語	1			
		コンピュータ演習	1			
		心理学	2			
		医療倫理学	2			
		口腔保健管理法	2			
		ダンスセラピー演習	1			
		専門基礎分野	人体（歯・口腔の構造と機能）	解剖学	2	
				栄養学	2	
組織発生学	2					
歯・口腔の構造と機能	生理学		2			
	生化学		2			
	口腔解剖学		2			
疾病の回復と成進	病理学		2			
	薬理学		2			
	微生物学		2			
	衛生学		2			
歯・口腔の健康と社会	口腔衛生学	2				
	公衆衛生学	2				
	社会福祉論	2				
	歯科衛生士概論	2				
専門教育科目	臨床歯科医学	臨床歯科医学	1			
		歯科保存学	1			
		歯科補綴学	1			
		小児歯科学	1			
		矯正歯科学	1			
		高齢者・障がい者歯科学	1			
		口腔外科学	1			
		歯周病学	1			
		歯科予防処置論	歯科予防処置論	2		
			歯科予防処置Ⅰ	2		
歯科予防処置Ⅱ	2					
歯科予防処置Ⅲ	2					
歯科保健指導論	口腔保健指導論	2				
	歯科保健指導Ⅰ	2				
	歯科保健指導Ⅱ	2				
	歯科保健指導Ⅲ	1				
歯科診療補助論	歯科診療補助論	2				
	歯科診療補助Ⅰ	2				
	歯科診療補助Ⅱ	2				
	歯科診療補助Ⅲ	2				
	歯科放射線・臨床検査学	1				
臨床実習（含む）	基礎実習	1				
	臨床臨地実習Ⅰ	12				
	臨床臨地実習Ⅱ	4				
	地域歯科保健実習Ⅰ	2				
	地域歯科保健実習Ⅱ	1				
選択必修分野		介護技術の基礎		2		
		生命科学		2		
		医療英語		1		
		看護学概論		2		
		医療業界と保険制度		2		
		カルテ管理と会計		2		
		医療事務と情報管理		2		
		医療・介護多職種連携ゼミナール	1			
			2			
		卒業要件	・基礎分野13単位、専門基礎分野26単位、専門分野54単位、選択必修分野7単位以上、共通教育科目6単位以上を含み合計106単位以上修得すること。 ・他学科において開設されている指定の授業科目から10単位を上限として卒業要件単位に含めることができる。			

(医療事務総合学科)

区分	授業科目	単位		備考	
		必修	選択		
共通教育科目	基本科目	コンピュータ演習	1		いずれか1単位選択必修
		フォーラムA	1		
		フォーラムB	1		
		基礎英語		1	
		日本語表現法		1	
	教養科目	生物学		2	
		哲学		2	
		憲法		2	
		心理学		2	
		ダンスセラピー演習		2	
		ヨーガ&ピラティス実習		1	
		基礎数学		2	
		日本史		2	
		人権の歴史		2	
		民法概説		2	
		家族の法律		2	
		ストレスマネジメント演習		2	
健康スポーツ		1			
トレンドダンス		1			
AI・データサイエンスの扉		2			
専門基礎科目	医学概論	2		いずれか2単位選択必修	
	保健学概論	2			
	看護学概論	2			
	健康・医療心理学	2			
	医療情報管理論	2			
	薬理学 (基礎)		1		
	解剖学 (基礎)		1		
	生化学 (基礎)		1		
	医療倫理学		2		
	微生物学 (基礎)		1		
	衛生学 (基礎)		1		
	公衆衛生学 (基礎)		1		
	社会福祉論		1		
	生理学 (基礎)		1		
組織発生物学 (基礎)		1			
専門教育科目 I	医療秘書概論	2			
	医療秘書演習	2			
	医療保険制度	2			
	療養関連法規	2			
	医療事務基礎 I	2			
	医療事務基礎 II	2			
	医療事務演習 I	2			
	医療事務演習 II	2			
	診療報酬請求事務演習 I	2			
	医師事務作業補助者演習 I	2			
	医師事務作業補助者演習 II	2			
	医療事務コンピューター演習 I	2			
	医療事務コンピューター演習 II	2			
	診療報酬請求事務演習 II	2			
専門教育科目 II	看護助手特論		2	いずれか5単位選択必修	
	介護技術の基礎		2		
	医療・介護多職種連携		1		
	医療実務演習		1		
	医療事務基礎 (歯科) I		2		
	医療事務基礎 (歯科) II		2		
	調剤報酬演習		2		
	D P C 演習		2		
	医療事務総合 I		2		
	医療事務総合 II		2		

専門教育科目	専門科目Ⅲ	プレゼンテーション概論		2	} いずれか6単位選択必修
		Word演習		2	
		情報プレゼンテーション演習		2	
		Excel演習		2	
		ビジネス実務演習		2	
		簿記（基礎）		1	
		医学英語基礎		2	
		ビジネス文書		2	
		マーケティング基礎		2	
		ビジネス実務実践		2	
		患者接遇演習		2	
専門教育科目	専門科目Ⅳ	ゼミナールA	1		
		ゼミナールB	1		
卒業要件	<p>下記の要件をすべて満たした上で、総合計62単位以上修得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本科目から必修科目を3単位、選択必修科目を1単位以上修得。 ・教養科目から5単位以上修得。 ・専門基礎科目から必修科目を10単位、選択必修科目を2単位以上修得。 ・専門科目Ⅰから必修科目を28単位修得。 ・専門科目Ⅱから選択必修科目を5単位以上修得。 ・専門科目Ⅲから選択必修科目を6単位以上修得。 ・専門科目Ⅳから必修科目を2単位修得。 <p>他学科において開設されている指定の授業科目から10単位を上限として卒業要件単位に含めることができる。</p>				

[別表2]

種別	ライフデザイン総合学科(修業年限2年)		歯科衛生学科(修業年限3年)	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入 学 金	200,000円	—	200,000円	—
授 業 料	385,000円	385,000円	375,000円	375,000円
施設設備費	115,000円	115,000円	120,000円	120,000円
実 習 費	20,000円	20,000円	100,000円	100,000円
合 計	720,000円 (入学時納入額)	520,000円	795,000円 (入学時納入額)	595,000円
年 額	1,240,000円		1,390,000円	

種別	ライフデザイン総合学科 長期履修生(修業年限3年)		医療事務総合学科(修業年限2年)	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入 学 金	200,000円	—	200,000円	—
授 業 料	260,000円	256,000円	385,000円	385,000円
施設設備費	—	92,000円	115,000円	115,000円
実 習 費	—	16,000円	20,000円	20,000円
合 計	460,000円 (入学時納入額)	364,000円	720,000円 (入学時納入額)	520,000円
年 額	824,000円		1,240,000円	

休学中の在籍料

種別	春学期	秋学期
在籍料	60,000円	60,000円

大手前短期大学教授会規程

(目的)

第1条 大手前短期大学学則第42条3項の規定に基づき、教授会の運営に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、学長、副学長、学科長、教授、准教授、講師をもって構成する

2 教授会は、助教を加えることができる。

3 理事長および総長は、教授会に出席して、意見を述べるることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議の上意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教授及び研究に関する事項

(4) 学生の休学、退学及び賞罰に関する事項

(5) 成績評価に関する事項

(6) 学生の厚生補導に関する事項

(7) その他学長が教授会の意見を聴くことが必要と判断して定めた事項

2 教授会は前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(会議の招集及び議長)

第4条 教授会は、学長が招集し、学長又はその指名する者が議長となる。

2 教授会は、原則毎月1回開くことを定例とし、その他次の場合に臨時に開くことができる。

(1) 学長が必要と認めた場合

(2) 構成員の過半数の者より要求があった場合

3 教授会に付議する事項は、招集の際にあらかじめ通知するものとする。

4 学長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(定足数)

第5条 教授会の定足数は、構成員（休職者を除く。）の過半数をもって成立する。

(議決)

第6条 議事は出席した構成員の過半数によって決する。

2 前項の場合に可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会及び代議員会等)

第7条 教授会は、委員会を設け、所管事項について審議又は研究立案し、教授会に報告することを求めることができる。

2 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

3 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(内規)

第8条 教授会は、所管事項につき、内規を定めることができる

(議事録)

第9条 教授会の審議につき、議事録を作成し、教務課においてこれを保管する。

2 毎回教授会において前回の議事録を確認する。

(事務)

第10条 教授会に関する事務は、教務課において処理するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教学運営評議会の議を経て行うものとする。

附 則

本規程は、昭和63年4月10日より施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より改正実施する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より改正実施する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日より施行する。